

商品名 納税準備預金

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	納税準備預金
販売対象	法人、個人
期間	特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払戻方法	租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
税金	利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかり、法人は総合課税となります(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める金額を超えない限り非課税となります)。
手数料	-
付加できる特約事項	-
中途解約時の取扱い	-
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算し、課税扱いとなります。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。